

令和2年度（2020年度）感染症病床確保促進事業費補助金交付要綱

（目的）

- 1 感染症病床確保促進事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関（以下「重点医療機関」という。）及び新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定している医療機関（以下「協力医療機関」という。）を含む新型コロナウイルス患者等の入院医療を提供する医療機関（以下「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関」という。）に対し、新型コロナウイルス感染症患者、感染症疑い患者及び基礎疾患等により重篤な患者等（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）の入院病床の確保について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図ることを目的として、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

（補助事業者）

- 2 この補助金の事業者は、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設置者又は新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設置者に対し補助する地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市（以下「政令市」という。）のうち知事が適当と認める者とする。

（補助対象経費）

- 3 この補助金は、令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長連名通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」により実施することとし、次の各号に掲げる経費を対象経費とする。

（1）直接補助事業

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関（次号の政令市から補助を受ける場合を除く。）において、病床確保に要する経費のうち、別表第2欄に定める経費

（2）間接補助事業（政令市が補助する事業の場合）

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関において、病床確保に要する経費に対し、政令市が補助する経費のうち、別表第2欄に定める経費

（補助金交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）直接補助事業（次号の政令市から補助を受ける場合を除く。）

別表第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

上記により選定された額と当該区分の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付する。

（2）間接補助事業（政令市が補助する事業の場合）

別表第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

上記により選定された額と当該区分の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第3欄に定める補助率を乗じて得た額と、道が補助した額とを比較し

て少ない方の額を交付する。

(病床認定の遡及)

- 5 この補助金の交付申請以前に、実質的に新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関と同様に新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供しているとして道が認めた医療機関については、道が認めた期日に遡及して、道が認めた期間、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関とみなす（ただし、令和2年4月1日以降）。その際には、道が認めた期日に遡及して補助対象となる。

(補助の交付申請)

- 6 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号による告示様式という。以下「保福様式」について同じ。））に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。
 - (1) 補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式）
 - (2) 経費の配分調書（保福第1の18号様式）
 - (3) 事業予算書（保福第1の20号様式）
 - (4) 資金収支計画書（保福第1の32号様式）（申請者が地方公共団体である場合を除く。）
 - (5) 事業計画書（保福第478号様式）
 - (6) 日別病床確保計画書（保福第479号様式）

(交付の条件)

- 7 補助事業者に補助金等を交付する場合は、次の条件を付すものとする。
 - (1) 規則、この交付要綱及び補助金交付決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
 - (2) 補助事業等の経費の配分を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りではない。
 - (3) 補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の事項のいずれかに該当するときは、この限りではない。
 - ア 当該変更に伴う補助事業費の増減額が、変更前の補助事業費の額の10分の1を越えないとき。
 - イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (5) 補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (6) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。（補助事業者が地方公共団体の場合は、第1号様式による調書も作成する）
 - (7) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
 - (8) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜ

られたときは、その命令に従わなければならない。

- (9) 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及び、これに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (10) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (11) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。
- (12) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (13) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第2号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
また、この補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- (14) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (15) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また、同様とする。
ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
エ アからウまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (16) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (17) 補助金の返還を命じられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を

一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

- (18) 補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- (19) 政令市は、間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付された条件と同一の条件を付さなければならない。この場合において「知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。
- (20) 政令市は、間接補助事業について、道が付した条件に基づき市長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(補助金の交付決定内容等の変更)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業等の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）に6の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

- 9 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

- 10 規則第14条の規定により、補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に次に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。
 - (1) 補助金等精算書（保福第1の30号様式）
 - (2) 事業精算書（保福第1の31号様式）
 - (3) 事業実績書（保福第478号様式）
 - (4) 日別病床確保実績書（保福第479号様式）
 - (5) その他参考になるべき書類

(別表)

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>病床確保に係る経費については、次に掲げる額とする。</p> <p>【基準額】</p> <p>1 重点医療機関・協力医療機関</p> <p>(1) 重点医療機関である特定機能病院等の稼働病床の病床確保料</p> <p>ア ICU 1床当たり 436,000 円/日</p> <p>イ HCU 1床当たり 211,000 円/日</p> <p>ウ 上記以外の病床 1床当たり 74,000 円/日</p> <p>(2) 重点医療機関である一般病院の稼働病床の病床確保料</p> <p>ア ICU 1床当たり 301,000 円/日</p> <p>イ HCU 1床当たり 211,000 円/日</p> <p>ウ 上記以外の病床 1床当たり 71,000 円/日</p> <p>(3) 協力医療機関の稼働病床の病床確保料</p> <p>ア ICU 1床当たり 301,000 円/日</p> <p>イ HCU 1床当たり 211,000 円/日</p> <p>ウ 上記以外の病床 1床当たり 52,000 円/日</p> <p>(4) 重点医療機関である特定機能病院等の休止病床の病床確保料</p> <p>ア ICU 1床当たり 436,000 円/日</p> <p>イ HCU 1床当たり 211,000 円/日</p> <p>ウ 療養病床 1床当たり 16,000 円/日</p> <p>エ 上記以外の病床 1床当たり 74,000 円/日</p>	委託料、補助及び交付金、病床確保料	10 分の 10 以内

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>(5) 重点医療機関である一般病院の休止病床の病床確保料</p> <p>ア ICU 1床当たり 301,000 円/日</p> <p>イ HCU 1床当たり 211,000 円/日</p> <p>ウ 療養病床 1床当たり 16,000 円/日</p> <p>エ 上記以外の病床 1床当たり 71,000 円/日</p> <p>(6) 協力医療機関の休止病床の病床確保料</p> <p>ア ICU 1床当たり 301,000 円/日</p> <p>イ HCU 1床当たり 211,000 円/日</p> <p>ウ 療養病床 1床当たり 16,000 円/日</p> <p>エ 上記以外の病床 1床当たり 52,000 円/日</p> <p>2 重点医療機関・協力医療機関以外</p> <p>(1) ICU 1床当たり 97,000 円/日</p> <p>(2) 重症者患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床 1床当たり 41,000 円/日</p> <p>(3) 上記以外の病床 1床当たり 16,000 円/日</p> <p>3 患者退院後の消毒経費 知事が必要と認める額</p>		

- (注) 1 新型コロナウイルス感染症患者又は疑いのある患者専用の病床（稼働病床）については、当該病床にかかる診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用することとする。
- 2 専用病棟化又は疑い患者を受け入れるために休床とした病床（休止病床）については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用することとする。
- 3 医療機関が既に廃止された病棟などを新型コロナウイルス感染症患者専用の病棟に再整備して新型コロナウイルス感染症患者専用の病床を確保した場合等にあつては、廃止されていた病棟の病床のうち、新型コロナウイルス感染症患者専用の病棟の稼働病床及び休止病床として道から指定された病床のみが補助対象となる。
- 4 特定機能病院等は医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第四条の二の厚生労働大臣の承認を得た医療機関及び重点医療機関において、ECMOによる治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。